

○不破消防組合火災出動規程

昭和57年4月1日消防長訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、不破消防組合消防本部、消防署における消防部隊の火災出動について必要な事項を定めるものとする。

(消防部隊の編成)

第2条 消防部隊の編成基準及び現場指揮者は、次の各号によるものとする。

- (1) 指揮隊は指令車(現場指揮車)1台とし、第7条に規定する指揮者をあてる。
- (2) 東消防署にあつては消防自動車2台と乗員7名をもって2分隊を編成し、西消防署にあつては、消防車1台と4名をもって1分隊を編成する。
- (3) 分隊長は消防司令、消防司令補、消防士長又はその代理者をもってこれにあてる。
- (4) 現場指揮者は第1次、第2次出動にあつては、消防署長、第3次、特命出動にあつては消防長とする。

(出動区分)

第3条 消防署のポンプ自動車等の火災出動は、指令車の他別表のとおりとする。

第4条 火災出動は第1次出動、第2次出動、第3次出動並びに特命出動としその方法及び分隊数は次の各号によるものとする。

- (1) 第1次出動 火災指令と同時に指令車及び消防隊2個分隊が出動し、初期防ぎよ活動に従事する。
- (2) 第2次出動 火災指令と同時に指令車及び消防隊3個分隊が出動し、防ぎよ活動に従事する。
- (3) 第3次出動 消防長の命令又は先着分隊長の状況判断により要請があつたときは、非番者で2個分隊編成し出動する。
- (4) 特命出動 消防長の状況判断による命令のほか、危険物施設等の火災にあつては化学車、救急救助に係る事象については救助工作車、救急車等の特殊車両は必要により出動する。

第5条 前条の規定にかかわらず、車両その他火災出動等については次の表に掲げる消防隊が出動するものとする。ただし状況により増強を必要とするときは、別命とする。

	種 類	出 動 部 隊
車両その他の火災	1、車両、電柱等の屋外における工作物及び小規模な枯草等の火災で建築物等への延焼の危険がないと思われるとき。	所轄署1個分隊
警戒出動	1、火災とまぎらわしい通報を受信したときまたは、自動火災報知器による非常通報を受信し誤作動であると判明したとき。 2、焚き火、作業火等で警戒を必要とするとき。 3、怪煙を発見したとき。 4、道路上の流出油除去。	所轄署1個分隊 サイレン吹鳴し 出動

第6条 不破消防組合管外への出動については、消防組織法 第21条の規定にもとづく消防相互応援協定により次により出動するものとする。

(1) 名神高速道路における管轄外の火災は、西消防署1個分隊が出動するものとする。

(2) 滋賀県坂田郡山東町、養老郡上石津町における火災は、西消防署1個分隊、大垣市、養老郡養老町の火災は東消防署1個分隊が出動するものとする。

第7条 現場指揮者が不在の場合はこれに変わって指揮をとる者（以下「指揮代行者」という。）は出動区分ごとに次の表のとおりとする。ただし、消防長、署長又は上級者が現場へ出動したときは、現場指揮者となるものとする。

区 分	第1次 出 動	第2次 出 動	第3次 出 動	特 命 出 動
現 場 指 揮 者	消防署長	消防署長	消防長	消防長
指 揮 代 行 者	消防司令 消防司令補 又は当直分隊長	消防司令 消防司令補	次 長 署 長 又は消防司令長	次 長 署 長

2 現場指揮者の任務は次のとおりとする。

(1) 消防活動全般の指揮をとること。

3 現場指揮本部を明確にするため現場指揮本部旗又は標識灯を掲示するものとする。

第8条 現場において現場指揮者を補佐する者（以下「指揮本部員」とする。）は出動区分ごとに次の表のとおりとする。

区 分	第1次 出 動	第2次 出 動	第3次 出 動	特 命 出 動
指 揮 本 部 員	消防士長又は 消防副士長 1	消防司令 1 消防士長、消防副士長各 1		

2 前項に定めるほか消防本部、署係長以上の職にある者は、必要と認めるときは、現場指揮者の補佐をするものとする。

(報告)

第9条 署長は、火災出動に関し次のいずれかに該当するときは、直ちに消防長に その旨を報告しなければならない。

- (1) 消防隊が出動し、若しくは帰署し、又は出動不能となり若しくは、出動可能となったとき。
- (2) 消防機関又は通信施設等の故障により火災出動に支障を生じたとき。
- (3) その他、報告を要すると認める事故が発生したとき。

出 動 署 及 び 分 隊 数				
区 分 区 域	第1次 出 動	第2次 出 動	第3次 出 動	特 命 出 動
垂井町	東署 2 台 2 分隊	東署 2 台 2 分隊 西署 1 台 1 分隊	東署 2 台 2 分隊 西署 1 台 1 分隊	救助工作車 化学車 5 t 水槽車 救急車
関ヶ原町	西署 1 台 1 分隊		召集 東署 1 台 1 分隊 西署 1 台 1 分隊	

備考

1 出動区分

- (1) 管内において小規模な火災が発生したとき。
- (2) 第2次出動
 - ア 密集地、山林等で延焼が察知されるとき。
 - イ 火災警報が発令されているとき又は、気象条件が悪化しているとき。
 - ウ 水利事情が著しく悪く消火活動が困難と察知されるとき。
- (3) 第3次出動
 - ア 大規模木造建物及び危険物施設等の火災で火災の拡大又は、延焼の危険が察知されるとき。
 - イ 火災が延焼拡大し、水利、消防対象物等の事情により第2次出動隊にて防ぎょ困難と察知されるとき。
 - ウ 強風下における延焼火災で、飛火警戒等防ぎょ線の拡大を必要とするとき。

